
5 教育・育成

障害児については、就学前療育の充実、学校教育の充実が求められており、学校においては、施設のバリアフリー化の推進や学習環境の整備を図る必要があります。また、学校教育においては、障害特性を含め、児童・生徒の一人ひとりの個性を尊重した教育を展開していく必要があります。

また、放課後対策の充実や生涯学習の機会の提供など、社会参加をさらに進める必要があります。

(1) 就学前療育の充実

■ 現状と課題

就学前の児童には、療育を通じて心身の発達を促すとともに、将来の学校生活のための基礎づくりを行っています。保護者への相談体制を整備し、障害児の子育てへの不安を軽減しています。

また、市で指定する保育所では、心身に障害ある児童を障害のない児童とともに集団保育を行うことで心身の発達を促し社会生活に必要な基礎的能力を養成することに努めています。

しかし、保護者からは、就学前療育と学校教育の連携が十分に図れないという意見やより身近なところで障害児の療育に関する相談をして欲しいという要望もあります。

■ 施策の方向性

障害児が、より身近な地域で指導・訓練等の専門的療育が受けられるよう、知的障害児通園施設の拡充や自閉症等の発達障害*に関する相談業務を行う発達障害者支援センターの設置など、療育体制を一層充実させていきます。また、障害児保育の充実を図り、市内全ての保育所(園)で障害児保育を行います。

■ 主な事業

事業名	事業内容
療育センターの再整備	障害児が身近な地域で指導・訓練等の専門的療育が受けられるよう、療育センターに知的障害児通園施設を整備します。 また、知的障害児通園施設の対象年齢を3歳児以上から2歳児以上に拡大し、知的障害の早期療育を図ります。 ・施設の機能更新 ・知的障害者通園部門新設 【目標】平成17年度末：整備中 →平成22年度末：完了
[拡充]	【所管】障害保健福祉課
発達障害者支援センターの設置(再掲)	自閉症等の発達障害*者に対し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行っていくため、支援の中核を担う発達障害者支援センターを設置します。 【目標】平成17年度：－ →平成22年度：1か所
[拡充]	【所管】障害保健福祉課
障害児保育の拡充	心身に障害のある児童を障害のない児童とともに保育する保育所を拡充し、障害のない児童との集団保育を行うことにより心身の発達を促し社会生活に必要な基礎能力を養成し、相互の理解を広めます。 【目標】平成17年度末：50か所 →平成22年度末：95か所
[拡充]	【所管】保育課
育児支援家庭訪問の充実(再掲)	育児不安や育児ストレスの解消を図るため、育児不安の強い家庭や乳幼児健診未受診者に保健師等による家庭訪問を行い障害の早期発見や療育相談に応じます。
[拡充]	【所管】子育て支援課
トイライブラリーの運営	心身障害児がおもちゃを通じて遊ぶことにより、機能回復及び能力発達を促進するため、療育センターでおもちゃの貸出や遊び方に関する相談等を行います。
	【所管】障害保健福祉課

(2) 学校教育の充実

■ 現状と課題

障害のある子どもの自立と社会参加を目指して、障害特性に応じたきめ細かな教育の充実を図っています。しかし、保護者を対象としたアンケートの中では、まだ個々の障害児に十分な対応ができる専門性をもった教員が少ない、自閉症等の発達障害* への対応が十分に行われない等の指摘がされています。

また、車椅子を利用している児童生徒が通学している学校では、保護者等からエレベーターの設置が求められています。

■ 施策の方向性

個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育* を進めていきます。養護学校の再編についても調査・研究を行い、よりよいあり方を検討します。また、児童・生徒の学習環境を充実させる観点から、教室の改修や備品の整備も図っていきます。

通常の学級に在籍する肢体不自由児や難聴児等に対してボランティアの派遣を行うとともに、自閉症等の発達障害* などに対する教職員の理解促進を図ります。

ご存知ですか？ NO.7

◆ 臓器提供意思表示カード ◆



臓器提供意思表示カードは、書面による臓器提供の意思表示の1つの手段です。平成9年10月に、脳死での臓器移植が可能となる臓器移植法が施行されました。脳死と判定された方が臓器提供を行う場合、ご家族の承諾とともに、本人が生前に書面による意思表示をしていることが重要な要件となります。

■ 主な事業

事業名	事業内容
市立養護学校の再編検討	軽度の障害のある生徒の後期中等教育の場を確保し、個々のニーズに応じた教育を行うため、高等養護学校設置に向けた調査・研究を行うとともに、老朽化が著しい市立第二養護学校の移転を含め養護学校の再編について調査・研究を行います。
[新規]	【目標】 再編に向けた基本構想・基本計画の策定 平成22年度末までに策定
	【所管】 教・指導課
特殊学級等施設の整備充実	特殊学級に在籍する児童生徒の多様な障害に対応した教育を充実させるため、教室を改修するとともに、備品の整備を図ります。
	【目標】 平成17年度末 平成22年度末 改修 22校 → 36校 備品 49校 → 66校
[拡充]	【所管】 養護教育センター
学校エレベーターの設置(再掲)	既存校の中で車椅子を利用している児童生徒が通学、または通学を予定している学校について、必要に応じてエレベーターを設置します。
	【目標】 既存校 平成17年度末 4校 →平成22年度末 18校
[拡充]	【所管】 学校施設課
障害のある子どもの学校生活サポート事業	通常の学級に在籍する肢体不自由児等に、快適な学校生活を送る上で必要な支援を行うボランティアを派遣します。
[新規]	【所管】 養護教育センター
障害のある児童生徒やその保護者を対象とした健康教育講座の開催	養護学校や小中学校特殊学級の保護者や児童生徒を対象として、健康教育の講座を開催します。
	【所管】 保健体育課
養護教育センター教育相談事業(再掲)	自閉症等の発達障害*を含めた障害のある児童生徒等に対して、一人一人の教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、来所相談・医療相談・学校訪問相談を行います。
	【所管】 養護教育センター

(3) 放課後対策等の充実

■ 現状と課題

障害児に対する放課後や夏休みにおける支援としては、本市では、児童デイサービスや、仕事と家庭の両立支援策として実施している「千葉県放課後児童健全育成事業(子どもルーム)」の中で障害児に対応していますが、障害のある中・高生は児童デイサービスや子どもルームの対象にはなっていません。

そこで、仕事を持つ保護者等からは、放課後に児童・生徒が過ごせる場所の確保について要望があります。

■ 施策の方向性

障害のある中・高生が養護学校等の放課後に活動する場を確保するとともに、保護者や家族の就労支援や負担軽減を図るため、障害児タイムケアの実施を進めていきます。また、仕事と家庭の両立支援策でもある子どもルームについては、原則全小学校区への設置を目標とし、併せて狭隘・老朽化施設の改善も図って行きます。

■ 主な事業

事業名	事業内容
障害児タイムケアの実施	障害のある中高生が、養護学校等の下校後や夏休み等の長期休暇中の活動する場を確保するとともに、保護者や家族の就労支援と一時的な休息の時間を確保するため、障害児タイムケア事業を行います。
[新規]	【目標】 平成 17 年度末： ー →平成 22 年度末： 2 か所
子どもルームの拡充	就労等により昼間、家庭に保護者のいない児童を対象に遊び場や生活の場を提供し、健全育成を図るため、子どもルームを整備します。
[拡充]	【目標】 全小学校区に設置 【所管】 子ども家庭福祉課

(4) 生涯学習機会の充実

■ 現状と課題

本市では、障害者にも参加しやすい生涯学習の場を提供するため、療育センターふれあいの家や障害者福祉センターでの生涯学習の機会を提供してきました。

今後とも障害者の社会参加の促進や生きがいつくりの観点から、障害者がいつでもどこでも学べる環境の整備が必要です。

■ 施策の方向性

障害者が参加しやすい生涯学習の場を提供していきます。また、障害のない人にも点字や手話等を学び、障害について理解を広める場を提供していきます。

■ 主な事業

事業名	事業内容
身体障害者福祉センター事業	「療育センターふれあいの家」や「障害者福祉センター」で、身体障害者に関する各種の相談に応じるとともに、機能訓練や教養の向上、社会との交流の促進、スポーツ・レクリエーションのための場を提供します。
	【所管】 障害保健福祉課
ボランティア養成等事業（再掲）	障害者に対する基本的知識と理解を深めるとともに、手話等の技術を習得することを目的としたボランティア養成講習会を開催します。
	【所管】 障害保健福祉課
みなと青年教室	中学校特殊学級・養護学校の卒業生を対象に、市内小学校等の特殊学級担当教諭の指導のもとに、社会人として必要な基礎的な知識・技能を身につけてもらうため、集いの場を提供します。
	【所管】 生涯学習振興課
公民館の改修（再掲）	人に優しく、使いやすい公民館を目指し、エレベーター設置等を進めます。
	【目標】 エレベーター設置 3館 平成22年度末までに完了
[拡充]	【所管】 生涯学習振興課